

福祉課  
担当：生活保護チーム 竹内  
(0562-36-2651)

## 住居確保給付金事業の対象範囲が拡充されました

住居確保給付金は、住居を失う、または失うおそれがある方に対して家賃相当額を支給する制度です。支給対象は離職・廃業から2年以内の方に加え、新型コロナウイルス感染症などにより収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も対象になりました。

### 1 支給対象

- ・ 離職・廃業から2年以内の方
- ・ 当該個人の都合によらず収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

### 2 支給期間

原則3か月間（最大9か月間）

### 3 必要書類

- ・ 身分証（住民票、健康保険証、運転免許証、パスポート等）
- ・ 2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類（離職票、廃業届等）
- ・ 新型コロナウイルス感染症などの原因による収入減を証明できる書類（直近3か月分の世帯全員分の給与明細等）
- ・ 世帯全員の預貯金の分かるもの（預金通帳等）
- ・ 印鑑（認印可）

### 4 申請・問い合わせ先

知多市生活困窮者サポートセンター（知多市社会福祉協議会）  
0562-39-3060